

はーとめーる

第 49 号 (平成 29 年 3 月 31 日発行)

第 17 回犯罪被害者支援京都フォーラムを開催 ～社会全体で被害者を支えるために～

平成 29 年 2 月 4 日 (土) 同志社校友会新島会館にて京都市との共催で、第 17 回犯罪被害者支援京都フォーラムを開催しました。当日は基調講演及びパネルディスカッションを行い、被害者支援に関心を持つ多数の方のご参加を頂きました。

基調講演

弁護士による支援に求められるもの

講 師：弁護士 細川 治 氏

基調講演では細川治弁護士に、犯罪に遭った人に弁護士としてどのような支援が出来るか、どのような支援が求められるかという内容でご講演いただきました。細川氏は京都弁護士会被害者支援委員会に所属し、平成 21 年、22 年に委員長を務められました。概要は以下の通りです。

弁護士は一般に、罪を犯した加害者を弁護するというイメージがありますが、被害者の事を考える弁護士も多数います。被害者支援委員会は 40 人程度の比較的大きい委員会です。

弁護士が支援することが多いのは刑事事件の場面です。事件に巻き込まれた被害者は、何故そんな目にあわなくてはいけなかったのか知りたいわけですが、真相究明については弁護士の出来ることは微力です。そこでいかに寄り添った支援をするかが大事で、重要なのは意見陳述の場面。裁判では、被害が発生したその時が問題となります

が、被害者はその後も一変した生活を送っていく。それを裁判で伝える。そこでは徹底して被害者の気持ちに寄り添います。

支援には信頼関係の構築が重要で、問題があるのに被害者が言えないのでは、支援が破たんしています。弁護士の支援体制も整える必要がありますが、支援を受ける側も、気になることを言う。よりよい支援が目的なので、お互い、大人としてコミュニケーションをとることが必要です。

もし、被害を受けて支援を必要としている人がおられたら、弁護士も支援の一旦を担っていて、被害者の力になってくれるということを伝えて頂き、私達もそれに応えるように努力していきたいと思えます。



パネルディスカッション

被害者の家族への支援

コーディネーター：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター理事

パネリスト：被害者遺族(被害者の父)
被害者遺族(被害者の夫)
弁護士

京都府警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室長

川本 哲郎 氏

清家 政明 氏

松本 彰布 氏

細川 治 氏

大塚 照美 氏

パネルディスカッションでは、「被害者の家族への支援」をテーマに一つの事件の関係者にお集まりいただきました。パネリストとして京都市内で起こった殺人事件の被害者松本千鶴さんのご遺族である清家政明氏(被害者の父)、松本彰布氏(被害者の夫)と、当時支援に関わった大塚照美氏(京都府警)、細川治氏(弁護士)に御登壇いただきました。なお、コーディネーターは当センターの石附敦理事が務める予定でしたが、開催直前に急逝したため、代わって川本哲郎理事がコーディネーターを務め進行しました。



まず松本氏が、被害者遺族は様々な問題に直面し、混乱した苦しい状況におかれることをお話になりました。裁判について、「千鶴の弟がいろいろ教えてくれました。私からは調べられる状態ではなく、本当に助かりました。細川先生にも手伝って頂いて被害者参加し意見陳述をしました」また、なら犯罪被害者支援センターのカウンセリング支援について「身体的な不調もあり、どこか話せる場所を求めています。被害者支援室（警察本部）の寺井さん（当時）から働きかけなどがあり、結果的に支援のネットワークの網にかけてもらったのだと思います」「そういうことが、ここまでこられた一つの支えになっていると思っています」と述べられました。

清家氏は、「彰布がこの場に出てこられるのは、ほんと私も奇跡のように思っております」と松本さんを気遣いながら話されました。被害者は事件発生当初からサポートを必要としていることを「とにかく予定演習なしで、いきなり本番、それまでの生活をうっちゃって、こちら（徳島から京都）へ出てこないといけない」と説明されました。また、「息子（千鶴さんの弟さん）が頑張ってくれて『こういうものがあるよ』と両方の家に働きかけてくれました。血のつながっていない家族同士でも何か事が一つあれば丸丸となつてぶつかっていく」とおっしゃいました。当センターとの関わりについて、当時の京都犯罪被害者支援センター事務局長の宮井久美子氏と話した様子を「清家さん、これも出来ますよ、あれも出来ますよと。裁判の事、宿屋の手配、最後は裁判当日の昼食のことまで心配していただきました。個人や中途半端な組織では絶対にできないでしょう」と述べられました。

大塚氏は警察の被害者支援について説明されました。「警察本部の支援室は6名の専従体制であり、各警察署にも犯罪被害者支援係が置かれています。警察の支援の特性として、捜査協力に伴う負担の軽減があります。そのための施策として、被害者向けの冊子を作成し時間がたっても見ることができるようにしたり、定期的に連絡をとって支援できることをお伝えしたりしています。その際、各種相談窓口も紹介しています。また、性犯罪、少年事件などケースごとの施策もあります。さらに、警察職員である臨床心理士がカウンセラーとして被害者支援室に配置されており、発生後できるだけ速やかに対応しています。この事件は、京都、奈良、徳島にまたがる事件ですが、多くの事件で市や県をまたぐことがあります。そこで途切れ無い支援をするための連絡調整も支援室の仕事です」とのことでした。

細川氏からは、被害者支援委員会の支援について、



京都の犯罪被害者支援委員会では重大事件の際、警察の被害者支援室を通じ、ご家族に「弁護士も支援しています」と手紙をお渡しする制度のあることが紹介されました。本件では、家族ごとに2つのチームを作り支援に当たりましたが、両方の家族の連携は上手くいき、食い違うことは無かったそうです。

加えて、当センターの富名腰由美子事務局長から、なら犯罪被害者支援センターとの連携について、「事件前から近畿のセンター同士は顔の見える関係を築いており、当初から連絡は密でした。松本さんがお住まいの奈良が心身面、裁判のある京都が法的な支援を行うという役割分担をしました。ご家族の顔合わせも行い、裁判のことを打合せ、休憩の間の事や、傍聴券の確保についても支援を行いました」との報告がありました。

さらに、被害者が直面する生活面の問題について意見が交わされました。

松本氏は、薬剤師として働いておられましたが、事件の影響から長期間の休養を必要とされました。幸い松本さんはご両親の支援がありましたが、この経験から、「回復に向かう過程で生活が送れるかどうかが重要であり、生活の基盤がしっかりしていればそこから現状に立ち向かうことが出来ると思います」と述べられました。

清家氏は、会社を経営しておられ、仕事を休むのは、売上や信用に直結する問題でした。「仮に一家の大黒柱が被害に遭った場合、その家の収入が絶たれるわけで、その時、つなぎの資金が必要だと思う」との意見を示されました。

コーディネーターは、「全体を通じて、被害者の家族が必要とする支援について、多くの事を教えていただきました。しかし、今回は上手く連携などが機能した大変まれなケースです。いつでも、どこでも、誰でもあっても、同じ支援が受けられる、ということが重要です。これは一つの機関でできるものではありません。連携して支援していかないとはいけません。一般市民も含めて社会全体で支えるということです。京都市はパ

ンフレットに『犯罪被害者をあたたかく支える地域社会をつくるために』と書いています」と述べました。

フォーラムの最後に松本さんは「今日は父もいてくれてお世話になったみなさんもいてくれたので、乗り切れたと思います。本来は犯罪には巻き込まれたくありません。でも、この事件でめぐりあえたみなさんに

感謝しています」と述べられ発言を締めくくられました。

パネルディスカッション終了後、京都市立芸術大学による弦楽四重奏のミニコンサートが行われ、美しい弦楽の調べの余韻を残しつつフォーラムは無事閉会しました。

◎ 手記集「ともしび 第3集」を発売しました

平成26年度より毎年発行してまいりました手記集「ともしび」の第3集が完成しました。被害にあった方やご遺族の方に、被害後に抱える困難や心情などを執筆していただくことで、犯罪被害者についての理解を深めてもらうことを目的としています。

今回発行した第3集は、3名の交通事故死亡事故ご遺族の方に寄稿していただきました。「手記集を書く」という作業は、事件や事故当時のことを再び体験するような苦痛を伴うことですが、それにも関わらず、執筆してくださったご遺族の方々の思いを受け止めていただけたら幸いです。

平成28年中の全国交通事故死者数は3904人で1日平均10.7人の方が亡くなっています。交通事故で亡くなるということは、突然、身近に起こりうることで、決して他人事ではありません。ぜひ、「ともしび」を読んで、生命についてじっくり考えていただければと思います。



◎ DVD を制作しました

平成19年に京都犯罪被害者支援センター紹介DVDを初めて制作してから早10年の月日が経ちました。この10年の間に、当センターは公益社団法人となり、福知山市にはほくぶ相談室を開室しました。また、京都市の犯罪被害者総合相談窓口業務委託を受け、他の府下市町村とは協定を順次締結するなど、行政と連携した犯罪被害者支援活動を新たに展開しております。

このように広がりつつある支援活動を皆様に知っていただけるよう、このたびDVD改訂版を制作しました。今回は、1部「犯罪被害者の状況」、2部「センターの紹介」、3部「ひろがる支援の輪」という3部構成とし、対象者や時間に合わせて、必要な部分だけでも観ていただけるように工夫しました。今後、様々なイベントや研修会などで活用していく予定です。

養成講座「事前研修会」～新しいボランティアを迎えて～

当センターでは、ほくぶ相談室で北部1期生の6名、京都市では17期生までの約20名のボランティアの方々が電話相談に携わっておられます。それに続く北部2期生、18期生の方々が研修の最終段階で認定を待つばかりです。

そして、今年度は、継続研修を受講中の北部3期生3名と、京都市での「事前研修会」を終えたばかりの19期生8名が新しい仲間に加わっていただける予定です。

研修や交流の持ち方など工夫が必要ですが、共に手を携え被害者の方に必要な支援ができるよう努力していきます。



✍ 全国の仲間とともに学ぶ ✍

全国被害者支援ネットワーク主催の研修会に、今年度は、のべ15名が当センターから参加させていただきました。質の向上研修上半期研修会（兵庫）、課題研修上級（大阪）、全国被害者支援フォーラム・秋期全国研修会（東京）、春期全国研修会コーディネーター前期（東京）、質の向上研修下半期研修会（京都）です。このほかに、被害者支援都民センター主催の直接的支援実地研修にも1名参加し、全国におられる支援仲間とともに学び、交流も深めることができ良い刺激をいただきました。

質の向上研修上半期研修

各センターでの研修とは別に実施される全国ネットワーク主催のブロック研修会は、相談員の人材育成と質の向上の他に、情報交換の目的もあります。

多くの講義では、グループ分けされ、受ける立場からすると、情報交換＝他流試合的な感が有り、緊張を強いられる研修です。その結果、日頃の研修結果を出せず「空回り」したと反省しています。

具体的には、電話相談や直接支援の実演では、リレー方式が取り入れられ、現実では全体でフォローすれば良い部分があるが、リレー方式はそうもいかず、力不足が後の人、更に相談者に響く結果となりました。

じっくり聴く能力や知識は基本だが、一瞬の対応力も各センターでの研修に必要だと感じ今回の研修を終えました。（O.Y）

質の向上研修下半期研修

何事も刺激がなければ、初心を忘れてたり、独りよがりになったりしますが、今回それを見直す絶好の機会を与えて頂きました。

ロールプレイが随所に組み込まれたカリキュラムでは、私自身の力が随分試されたと思います。決して満足できる状況ではありませんでしたが、学ぶべき他府県のボランティアの方々、適切な助言を頂きました講師の先生方により、今後活かせることも沢山あったと感じています。

研修の中では随所に「信頼」という言葉がでてきました。最初の段階で被害者にそれが伝わるには、どうあるべきか…。なかなか難しい課題では

春期全国研修会コーディネーター研修前期

東京での2日間研修。初日、先生から「視点を変えること。モデルを見て、それを自センターに活かす。模範を示すのは皆さんですよ…」とのお言葉。心にズシリと響き、今も忘れることができません。事例検討、グループ討議、ロールプレイありと充実した内容に支援センターにおけるコーディネーターの役割と業務についての理解を深めることができま

全国被害者支援ネットワーク研修会

全体会および分科会（①事例検討会への参加体験、②被害者支援の歴史と倫理）に参加した。全体会では、今後、ネットワークの支援活動が目指す姿として、「被害者が全国のどこにいても、いつでも支援が受けられる」こと、そして、犯罪の多様化（対象、国際化（海外の邦人、国内の外国人）等）に対応するため、人材育成と連携が必要であることが共有された。

分科会（①事例検討会）では全国の支援センターの方々との交流の機会を得た。被害者の方にとって最良の支援ができるよう、日々、皆さんがそれぞれのセンターで、悩みながらも同じ目的を持って頑張っておられる姿に接し、今後、自分自身の大きな励み・支えになると思われた。被害者支援の「ネットワーク」の一員であることを自覚し、同じ目的に向かって、微力ながらも寄与できるよう、支援のための研鑽を重ねたいとの思いを新たにしました。（T.H）

ありますが、常にそのことを意識してやって行きたいと思います。（K.N）



した。

不安を抱え会場入りした受講生5名に終始温かく見守ってくださった講師の先生方。そのお人柄に緊張がほぐれ、集中して講義を受けることができました。各センターの皆さんと終了した喜びを分かち合い、新たな目標に向けて研鑽することを誓い会場を後にしました。

（S.N）

平成28年12月11日 犯罪被害者週間イベント

「ストーカー犯罪を考える集い」

犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)の一環として、平成28年12月11日、精華町、京都府木津警察署、相楽犯罪被害者支援連絡協議会の後援をいただき、犯罪被害者週間イベント「ストーカー犯罪を考える集い」を当センター主催で開催しました。

当日は、日曜日ということもあり、多数のご参加をいただき、会社員や大学生、高校生の方々の参加もありました。また、近隣にお住まいの方だけでなく、大阪、兵庫、奈良からも広くご参加いただきました。

まず、京都府警察本部生活安全対策課子どもと女性を守る対策室長である、西田勝志氏による講演「ストーカー事案の再発と未然防止対策について」を行い、ストーカーという犯罪とその対策について理解を深めることが出来ました。

続いて、被害者のお父様である永谷博司さんに「『西尾市女子高生ストーカー殺人事件』で高校2年生(16歳)だった長女を、亡くした父親の事件から17年間の足跡」と題してご講演いただきました。永谷さんは、事件後、犯罪被害当事者ネットワーク「NPO法人 緒あしす」で理事として活動されています。

永谷さんは、加害者が少年であったことによる真相究明のむつかしさ。加害者からの謝罪がないことが、遺族をその後も苦しませ続けること。さらに、事件後の民事訴訟で損害賠償が認められたものの、加害者の両親は慰謝料の支払いを拒み、実際には支払われないまま時効を迎えてしまったことなど、被害者が事件によって直面する様々な苦悩をお話くださいました。

参加者からは、終了後のアンケートで「犯罪被害者やその遺族の方が、その事件で傷つけられたこと以外でも民事裁判後に補償が受けられず、加害者からの反省や謝罪が得られず苦しんでいること。これは何とかしなければならぬと思いました。」

「被害者遺族は慰謝料の形式をとっているが、純粋に『謝罪』を求めておられることに共感した」などの声が寄せられました。



平成29年1月26日 京田辺市 公開講座

～社会全体で被害者を支えるために～

当センターと京田辺市の共催で「公開講座」を京田辺市立社会福祉センターにて開催しました。内容は被害者遺族である岩城順子さんによる講演「犯罪被害に遭うということ」です。講師の岩城さんは社会福祉士であり、現在、京都府の犯罪被害者支援コーディネーターとして活動しておられます。

岩城さんのご子息は、宮崎の大学に通っていた平成8年、面識のない男から因縁をつけられ、いきなり頭部を殴られ、脳挫傷の傷害を受けたことが原因で平成11年1月に亡くなりました。当時、岩城さんは京都、ご主人は単身赴任で滋賀におられ、

お二人は交代で看病に京都、滋賀と宮崎を行き来し、その後、ご子息は京都の病院へ転院されました。当時の被害者支援の体制は、今よりもずっと未整備な状態にあり、3年にわたる闘病の中で、様々な困難に直面なさいました。事件後すぐにさまざまな情報がほしいと思っても、これからのことをどこに相談にいけばよいのかさえわからない状態だったそうです。また、周囲の無理解・好奇心に傷つくことが多かった一方で、「助けてくれたのも周囲の人でした。被害者は日常を失って苦しんでいるのです。事件に遭う前のように当たり前で接してくれることが被害者には救いになるのです」と述べられました。

参加者からは、「知ることが、犯罪被害者を理解することにつながるということがわかった。月日の経過は当事者にとっては関係ないことがわかった」という声や、「たんとと話をされましたが、一日一日非常に力を振り絞って生きてこられたことを想像しながら聞かせてもらいました。感謝です。ありがとうございます」という感想が寄せられました。





♥ ホンデリング ～本でひろがる支援の輪～)))))))



あなたの本の寄附で、犯罪被害に遭われた方々への支援の輪が広がり、あなたの本が、犯罪被害に遭って身体や心を傷つけられたり、大切なものを失ったりして苦しんでいる方たちへの支援活動へつながります。

ホンデリングとは、不要になった本を株式会社バリューブックスに渡していただき、市場価格を考慮して査定され、買い取り相当額が、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体に寄付されます。1年間の活動の結果は、毎年1月末に当センター分が決定され、その額が当センターに寄付金としていただくものです。今年度は、昨年度に比して、約14倍の245,747円の寄付金をいただきました。ご支援、ご協力をいただいた皆様方に対し、感謝、感謝です。

昨年度までの活動は、個人としての協力だけでとどまり、当センターとしての取組みが不十分であったことに反省をしているところです。

今年度は特に京都府警察、京都府が、犯罪被害者支援に社会全体で取組む活動と位置づけ、職員の犯罪被害者支援に対する理解促進と意識の向上、当センターの業務内容や役割等の周知浸透及び財政的援助の充実を目指し、ホンデリングに取り組んでいただきました。

結果、京都府警察は、約10,000冊以上の本、金額として寄付金総額の55%以上の寄付をいただくことになりました。京都府では、京都府安心・安全まちづくり推進課が府内26市町村に呼びかけていただきました。結果は、昨年の寄付金の3倍程度を寄付金としていただきました。個人として協力いただいた方も3倍に増え、寄付金も3倍以上になりました。以上のようにそれぞれの活動の結果から、昨年より約220,000円以上の増額となりました。今年度も、昨年と同様、京都府警察、京都府にご支援、ご協力を仰ぎ、一緒になってホンデリング活動をしていき、昨年と同額程度の寄付金になるように努力していきたいと考えています。皆様には、今後も力強いご支援、ご協力をお願いします。



♥ 犯罪被害者支援活動を支援する自動販売機設置のお願い)))))))

京都犯罪被害者支援センターの活動は、犯罪や事故などの被害にあった方々やその家族、ご遺族に必要な支援を行い、被害に遭われた方々の精神的な苦しみや悩みなどの苦痛を和らげ、その回復の手助けを行うことを目的としています。

京都犯罪被害者支援センター「支援自動販売機」は、「被害者支援のため、いつも街角にある募金箱」との考え方のもと、広く一般市民へ募金を呼びかける自動販売機です。この販売機で清涼飲料水を購入すると、売上げの一部が「京都犯罪被害者支援センターへの募金」となり、当センターの活動を支える資金となります。

もう一つの目的は、広告塔、すなわち広報啓発の一環としてつながっていることです。支援自動販売機を設置する事により、一人でも多くの方が私達の活動を知っていただき、理解していただきたいと願っています。

支援の輪を広げるため、支援自動販売機の設置者を募っています。ぜひとも、犯罪被害者を支援する活動にご協力をお願いします。

～京都犯罪被害者支援センターの活動を支える資金～

- 犯罪被害者等への支援
- 広報啓発活動
- 相談員の養成及び研修
- 調査研修活動
- 自助組織への支援

売上金の一部



ご支援をいただいている設置者

大森神社奉賛会、株式会社奥村組、株式会社霞月、株式会社サギタリウス企画（京都産業大学内）、株式会社同志社エンタープライズ、樋口鉦泉株式会社、株式会社藤田産業、ブリヂストンタイヤ北京都販売株式会社、北都開発株式会社、吉忠株式会社、吉村建設工業株式会社、若林設備工業株式会社（12社 23台設置）

京都府警察**職場募金による
ご寄付をいただきました**

平成26年11月から始めていただいて3回目の職場募金。これは、京都府警察で取組まれている犯罪被害者支援活動等に関する広報啓発活動推進期間において、当センターの支援活動に対する財政支援の一環として、職場内に募金箱を置き、募金していただくものです。

今回も、平成28年11月1日から12月1日の間、京都府警察本部及び25の各警察署で募金をしていただき、同時に当センター会員募集にもご協力をいただきました。募金箱は、初代の箱から少しイメージを変え、白いボール紙を組み立て、イラストなどを貼り付けた当センターオリジナルの“手作り”の箱、二代目を作成し、京都府警察内76カ所に置いていただき募金活動をしていただきました。

この募金によるご寄付に対し、当センター代表理事から京都府警察本部長に感謝状を贈呈いたしました。

**温かいご支援ありがとうございます**

<平成28年12月1日~平成29年2月28日>

会費及び寄付を頂戴した方々を謹んでご報告申し上げます。なお、記載漏れ等がありましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。また、お名前の記載を望まれない方は、お申し出ください。
(順不同・敬称略)

会費納入者**【正会員】**

17名

【個人賛助会員】

33名

【団体賛助会員】

8団体

【法人賛助会員】

2法人

寄付者**【個人】**

4名

【団体】

4団体

【自動販売機】

11法人

【ホンデリング】

23名 9団体



センター活動報告 (平成28年12月1日～平成29年2月28日)

- 研 修** 月例研修会 (12/3、1/7)
 北部研修会 (12/13、1/11、2/21)
 スキルアップ研修会 (12/15、1/18)
 18期生期別研修会 (12/20、1/27、2/22)
 北部3期生期別研修会 (12/26、1/16、2/20)
 直接的支援実地研修 (1/16～1/20)
 事前研修会
 (1/12、1/17、1/19、1/31、2/9、2/17)
 全国被害者支援ネットワーク春期全国研修会
 (コーディネーター研修前期) (1/23～1/24)
 全国被害者支援ネットワーク近畿ブロック質の
 向上研修下半期研修会 (2/25～2/26)
- 広 報** 街頭啓発活動 (12/22、1/19、1/27、2/15)
 京都リビングFM845 ラジオ出演 (12/7)
 犯罪被害者週間イベント
 ～ストーリー犯罪を考える集い～ (12/11)
 公開講座 (1/26)
 第17回犯罪被害者支援京都フォーラム (2/4)
- 講師派遣** 犯罪被害者支援連絡協議会総会 北 (12/2)、
 南丹・船井 (12/8)
 京都家庭裁判所講話 (12/6、1/10、2/7)
 京都拘置所講話 (12/7、1/12、2/15)
 精神保健福祉相談員資格取得講習会 (12/14)
 京都産業大学 被害者政策 (12/19)
- 京都刑務所講話 (2/15)
 相楽保護司会 (2/16)
 京都山城ロータリークラブ (2/22)
- 会 議** 研修部・広報部活動 (12/3、1/7)
 上京犯罪被害者支援連絡協議会総会 (12/6)
 運営委員会 (12/8、1/13、2/16)
 京都府犯罪被害者等施策市町村担当者研修
 (12/13)
 理事会 (1/27、2/23)
 京都市生活安全施策審議会 (2/14)
 女性のための相談ネットワーク会議 (2/14)
 少年犯罪被害者支援研究分科会 (2/17)
 福知山市犯罪被害者等支援連絡会 (2/23)
 交通事故被害者支援研究分科会 (2/28)
- その他** 会計指導 (12/21、2/15)
 日本財団預保納付金説明会 (1/12)
 センター訪問
 同志社大学 (12/9)、順天郷大学 (1/17)

訃 報

当センター理事石附敦氏が、1月27日急逝
 されました。

平成10年の当センター設立時より専門委員
 として、平成14年からは理事として臨床心理
 士のお立場から支援活動や研修、シンポジウ
 ム等に深く関与されボランティアや事務局を
 ご指導くださいました。特にほくぶ相談室の
 開設にあたっては、研修のたびに舞鶴や福知
 山へも足をお運びいただき、ご尽力ください
 ました。

心よりご冥福をお祈りします。

◆会員になってください◆

一緒にセンターを支えてくださる会員を募っています。

正 会 員	年会費 5,000 円
賛助会員	個人会員年会費 1 □ 3,000 円
	法人以外の団体年会費 1 □ 3,000 円
	法人会員年会費 1 □ 30,000 円

◆ご寄付をお願いします◆

金額や口数に関係なく随時受け付けています。

振 込 先

振込口座：京都銀行 府庁前支店(普通) 3939038
 □座名義：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
 代表理事 大谷 貴(オオヤミノル)

郵便振替口座番号：00980-0-128119

加入者名：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

当センターへの賛助会員の会費・寄付は、税制上の優遇
 措置が受けられます。

お問合せは事務局までご連絡ください。

編 集 後 記

新緑や可憐な花々にふと心がなごむ季節になりました。
 季節の移ろいは暮らしに彩りを添えてくれますが、
 事件、事故、災害などにより、巡ってくる時間に辛い記
 憶が重なる人がおられます。様々な困難と共にある人が、
 少しでもおだやかな暮らしをとりもどすことができます
 よう心より願っています。

私どもは、被害者の方々に温かな日差しのように寄り
 添えるよう、いつも心がけたいと思います。

ホームページもご覧下さい

<http://kvsc.kyoto.jp/>

発行者 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
 大谷 貴

事務局 TEL & FAX 075-415-3008

E-mail k7830@kvsc.kyoto.jp

印 刷 為国印刷株式会社

お 願 い：住所変更された方は、お手数ですが事務局までご一報下さいますようお願い致します。